

公益財団法人新潟県スキー連盟単年度認定スキー指導員、単年度認定スノーボード指導員規定

(趣旨)

第1条 新潟県下公認スキー学校・教室（以下「公認スキー学校」という。）においては、スキー・スノーボード指導に最低限必要な技術及び知識の習得を義務とし、以下の項目に定めた者を公益財団法人新潟県スキー連盟単年度認定スキー指導員、単年度認定スノーボード指導員（以下「単年度認定指導員」という。）とする。

平成25年、公益財団法人全日本スキー連盟の規定の変更により当該年度の規定が加盟団体管轄となったことに伴い、単年度認定指導員制度について以下に定める。

(任務)

第2条 単年度認定指導員は、公認スキー指導者又は公認スノーボード指導者（いずれも準指を含む）に準じ、スキー・スノーボード界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。

(資格)

第3条 単年度認定指導員は、公益財団法人新潟県スキー連盟（以下「本県連」という。）で認める資格とし、公認スキー学校で指導活動が出来る。

(単年度認定講習会)

第4条 単年度認定指導員認定講習会（以下「単年度認定講習会」という。）は、公認スキー学校が開催し、同一年度複数回開催出来る。

2 単年度認定講習会は1日間（理論1時間、実技3時間）とする。

3 単年度認定講習会の内容は、安全に関する知識、用具の知識、指導知識とする。

(資格審査)

第5条 単年度認定指導員の資格を認定することができる者（以下「認定責任者」という。）は以下に挙げる者とする。

1) B級検定員以上の者。

(単年度認定講習会参加資格)

第6条 単年度認定講習会受講者は、次にあげる各号に該当しなければならない。

1) 受講する日現在、18歳以上（高校生は除く）の者。

2) 級別テスト2級取得者、又は同等の技術を有し公認スキー学校長が認めた者。

(単年度認定講習会申込手続)

第7条 単年度認定指導員を取得しようとするものは、所定の期日までに公認スキー学校に申し込み、単年度認定講習会を受講するものとする。

(資格の有効期間)

第8条 単年度認定指導員は、各公認スキー学校より単年度認定を受けた時点より資格が有効となり1シーズンのみの資格とする。

(認定の手続)

第9条 単年度認定講習会を受講し認定を受けた者は、次条に定める年次登録料及び資格登録管理料（以下「登録料等」という。）を納入り単年度認定指導員となる。

(登録料等)

第10条 単年度認定指導員の年次登録料は1,000円とし、資格登録管理料は1,000円とする。

(報告)

第11条 単年度認定講習会を実施した認定責任者は、1週間以内に本県連に登録料等を納入し、所定の認定者名簿を提出しなければならない。

(費用)

第12条 費用については以下とする。

- 1) 単年度認定講習会に関わる経費は、公認スキー学校が負うものとする。
- 2) 単年度認定講習会受講料は、公認スキー学校に委ねるものとする。但し1名当たり4,000円を超えないものとする。

(規定の改廃)

第13条 この規定の改廃は、本県連教育本部理事会の議決による。

附則

この規定は、平成30年から適用する。

附則

令和5年11月29日 一部改正